

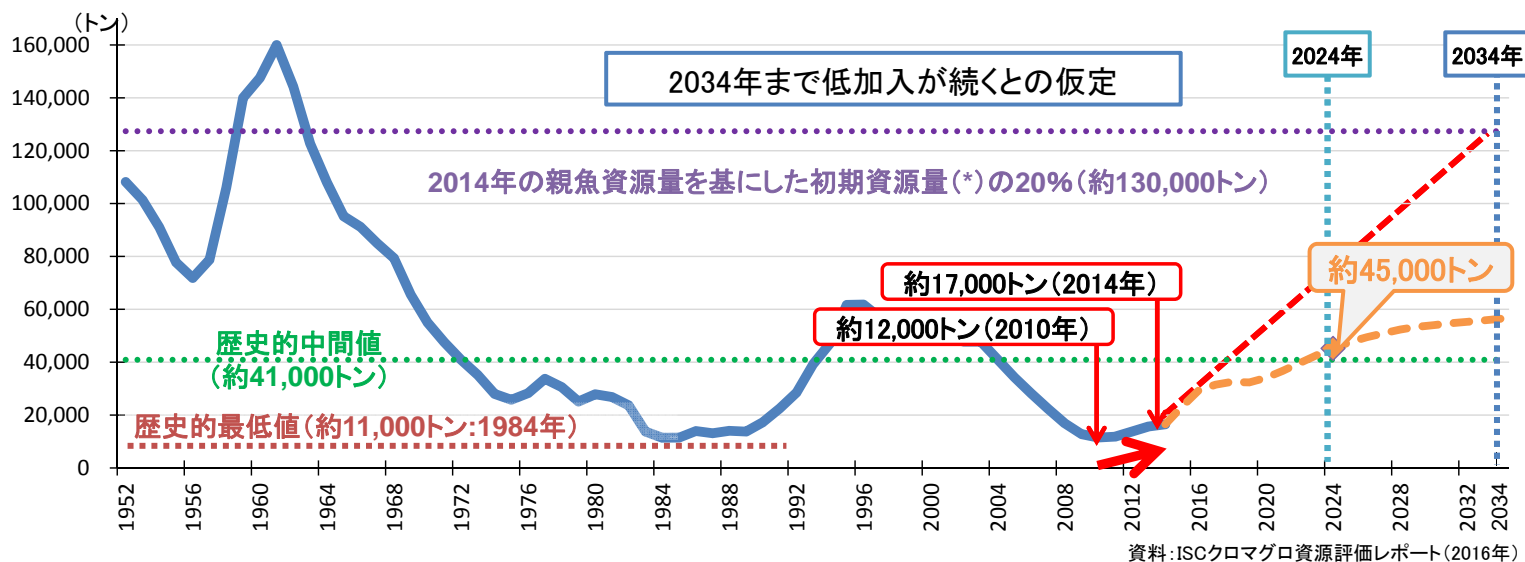
太平洋クロマグロの 資源管理について

平成29年11月
水産庁

I. WCPFC北小委員会の結果について

1-1. 太平洋クロマグロの親魚資源量の回復予測

- WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）の暫定回復目標は、「親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させること。
- 今後、低加入が続いたとしても、現在の措置（小型魚半減等）を継続すれば暫定回復目標は達成可能（62%）。



(*)初期資源量:資源評価上の仮定を用いて、漁業が無い場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数字。
かつてそれだけの資源があったということを意味するものではない。

2

1-2. 我が国提案と結果の概要(その1)

- (1)次期回復目標
(親魚資源量を歴史的中間値まで回復させた後の次の目標)

【提案】

現在の目標である「暫定回復目標」(*1)を達成した後、10年以内に60%以上の確率で「初期資源量(*2)の20%(約13万トン)」まで親魚資源量を回復させることを提案。

(*1)暫定回復目標とは、親魚資源量を平成36年(2024年)までに少なくとも60%の確率で歴史的中間値(約4万1千トン)までに回復させること

(*2)初期資源量とは、資源評価上の仮定を用いて、漁業がない場合に親魚資源量が理論上どこまで増えるのかを推定した数字

【結果】[提案と同趣旨]

「暫定回復目標達成後10年以内に60%以上の確率で初期資源量の20%(約13万トン)まで回復させること」が合意された。

3

1-3. 我が国提案と結果の概要(その2)

(2) 長期管理方策

① 漁獲制御ルール

(資源変動に応じて管理措置を自動的に改訂するルール)

【提案】「暫定回復目標」の達成確率が

(ア) 60%を下回った場合

60%に戻るよう、管理措置を自動的に強化。

(イ) 65%を上回った場合

65%を維持する限り、漁獲上限の増加を可能とする。

という漁獲制御ルールを提案。

【結果】「暫定回復目標」の達成確率が

(ア) **60%を下回った場合**

60%に戻るよう、管理措置を自動的に強化。

(イ) **75%を上回った場合**〔提案から修正〕

①「暫定回復目標」の70%以上を維持し、かつ、②「次期回復目標」の60%以上を維持する範囲で、**増枠が検討可能**となる。

4

1-4. 我が国提案と結果の概要(その3)

(2) 長期管理方策

② 管理基準値

【提案】

(ア)「目標管理基準値(長期的に維持すべき資源の水準)」

⇒親魚資源量が次期回復目標に達するまでに決定。

(イ)「限界管理基準値(資源量がこれ以下となった場合、管理措置を強化する水準)」

⇒歴史的な中間値(約4万1千トン(※暫定回復目標))とする。

【結果】

来年より議論を開始することが合意された。

5

1-5. 我が国提案と結果の概要(その4)

(3) 緊急措置

(加入の著しい低下が起こった際に緊急的にとられる措置)

【提案】

(ア) 当面資源評価の頻度を2年毎から毎年に変更すること
(イ) 「漁獲制御ルール」を適用すること
で、迅速な管理措置の改訂により対応。

【結果】〔提案と同趣旨〕

(ア) 平成32年(2020年)まで毎年、資源評価を行うこと
(イ) 資源評価の結果を踏まえ、「漁獲制御ルール」を適用すること
で、迅速な管理措置の改訂により対応することが合意された。

6

1-6. 我が国提案と結果の概要(その5)

(4) 漁獲証明制度

漁獲から最終消費地までの貨物の動きを記載した書類を政府が認証することにより、当該漁獲物が地域漁業管理機関の保存管理措置を遵守したものであることを確認する制度

【結果】〔提案と同趣旨〕

制度の目的、基本的構成及び作業計画について合意された。

- 制度の目的は違法漁獲物の市場からの排除。
- 電子システムにするか紙ベースにするか議論。
- 基本的な事項(目的、一般原則、定義、実施主体、様式等)。
- 今後の作業計画として以下を提案。
 - 2018年 第1回技術会合を開催。
 - 2019年 第2回技術会合を開催。
 - 2020年 第3回技術会合を開催し、制度案を北委員会及びIATTCに提出。

※ 来年の北小委員会は、日本で開催されることが合意された。

7

Ⅱ. 国内の管理の方向性について

1. 第3管理期間の漁獲状況について【平成29年11月2日時点】 単位:トン

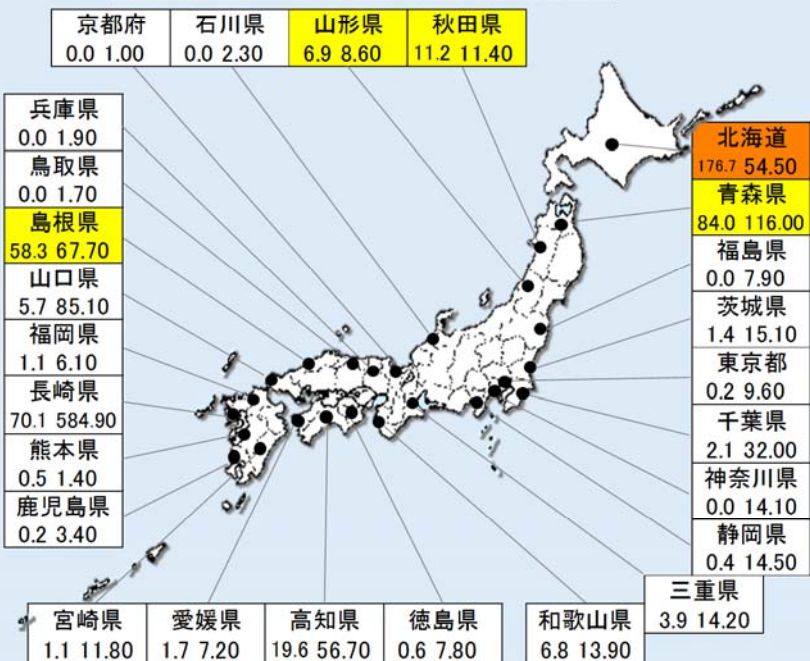
○ 30キロ未満小型魚 **2,311.0【漁獲上限 3,423.5】**

・大中型まき網漁業	883.4	【漁獲上限 1,500.0】
・近海竿釣り漁業等	84.3	【漁獲上限 62.0】
・かじき等流し網漁業等	44.2	【漁獲上限 44.0】
・沿岸漁業	1,299.0	【漁獲上限 1,739.2】

管理期間
 沖合漁業はH29. 1~12
 沿岸漁業はH29. 7~H30. 6

沿岸漁業の都道府県別漁獲状況

漁船漁業等広域管理		
参加府県	実績	上限
岩手県	0.0	0.1
宮城県	0.1	1.2
新潟県	4.6	1.1
富山県	0.0	2.6
福井県	0.0	1.0
愛知県	0.0	0.1
大阪府	0.0	0.1
岡山県	0.0	0.1
広島県	0.0	0.06
香川県	0.0	0.1
佐賀県	0.0	0.78
大分県	0.3	0.6
沖縄県	0.0	0.1
計	5.1	7.94



定置網共同管理		
参加道府県	実績	上限
北海道	602.1	57.31
青森県	73.1	140.3
岩手県	100.9	67.06
宮城県	5.9	41.12
秋田県	7.8	8.08
山形県	0.0	0.162
千葉県	0.9	9.2
神奈川県	4.0	12.19
新潟県	29.8	43.3
富山県	0.0	66.96
石川県	0.1	50.34
福井県	0.8	16.52
静岡県	0.8	4.84
三重県	0.2	4.56
京都府	0.4	15.48
兵庫県	0.0	0.32
和歌山県	1.6	9.1
佐賀県	0.0	0.1
長崎県	3.9	28.9
鹿児島県	0.1	4.7
計	841.5	580.542

漁獲上限の7割(黄色)
 漁獲上限超過(オレンジ)

※一部の道府県は定置共同管理または漁船漁業等広域管理に枠を分けて管理

○ 30キロ以上大型魚 **4,229.3【漁獲上限 5,132.0】**

※合計の数値は、四捨五入しているため、個々の数量の合計と一致しない場合があります

2. 定置網の共同管理への操業自粛要請について

操業自粛要請

- 水産庁が各都道府県からの漁獲モニタリングを集計した結果、我が国全体の定置網の漁獲量が定置漁業の共同管理分枠(550トン)を190トン超過し、770トンとなったため、平成29年10月6日付けで「操業自粛」を要請。

超過の経緯

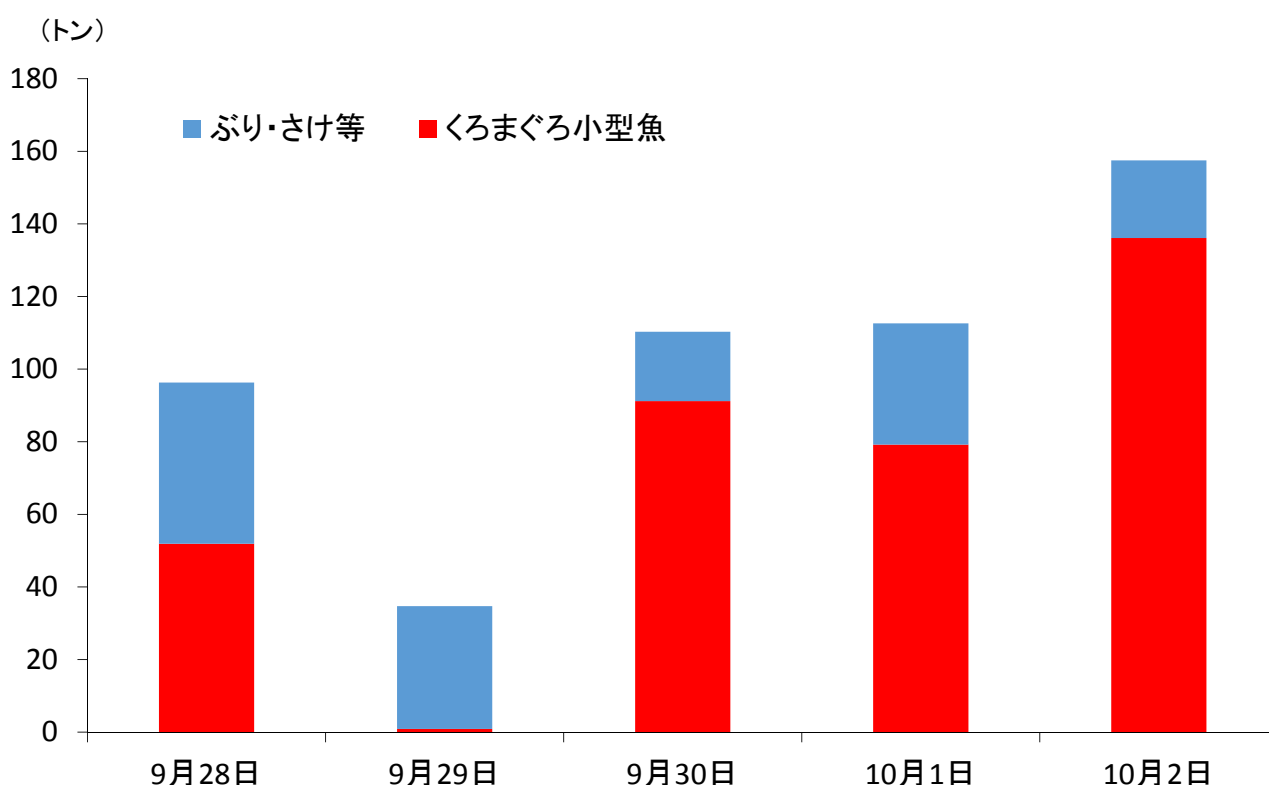
- 第3期開始早々の7月初旬に北海道南かやべ漁協管内の定置漁業で北海道の配分枠を超えて漁獲したため、再放流や休漁等の指導を行っていた。
- しかしながら、更に今回、9月28日から10月2日までの5日間に、同漁協の4業者が約356トンのクロマグロ小型魚を漁獲。
- 本来、この時期は、定置漁業はサケ等が盛漁期となるが、この4業者の漁獲物のほとんどはクロマグロだった。

※このほか、岩手県等で定置漁業の県別配分枠を超過

10

3. 北海道南かやべ漁協管内の定置網による漁獲の状況

9月28日から10月2日までの5日間の漁獲状況(トン)

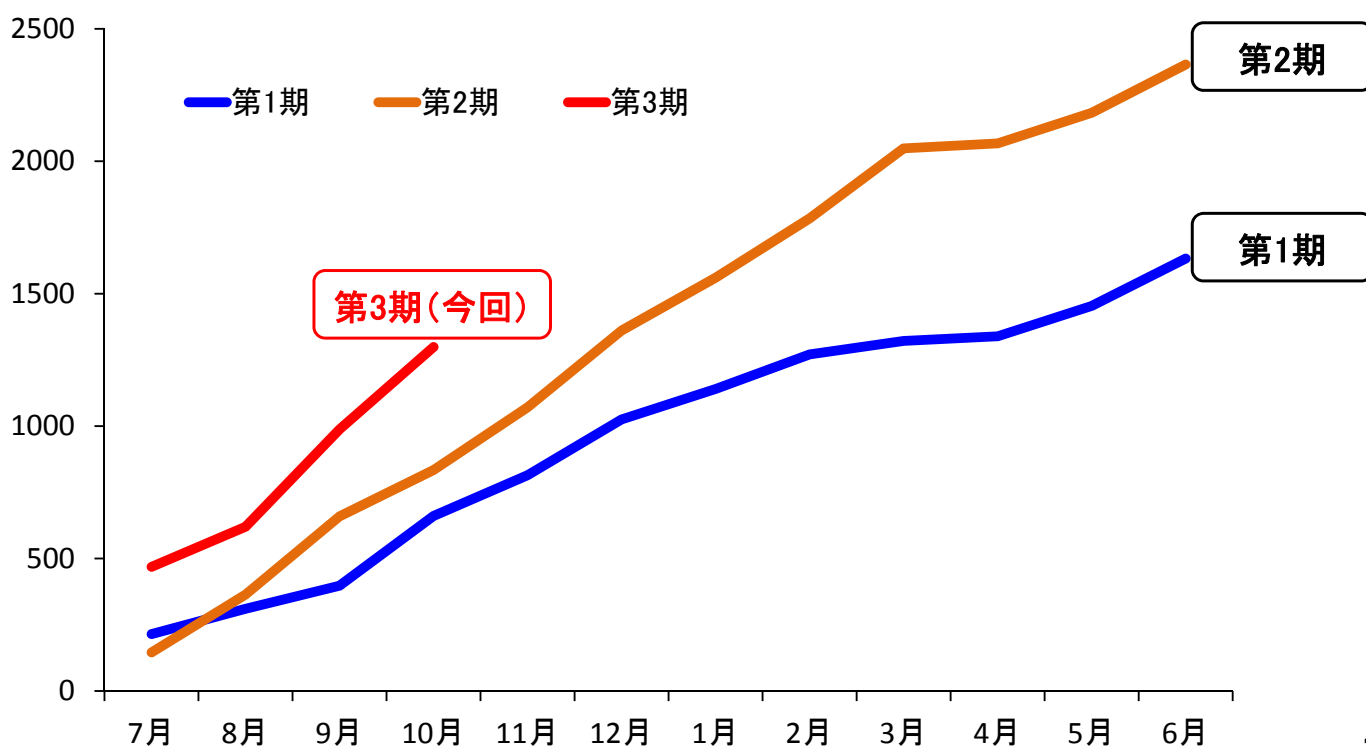


11

(操業自粛要請後のくろまぐろ小型魚の管理の方向性について)

4. 漁獲状況の推移

○ 今期の沿岸漁業の漁獲状況は、例年の同時期に比べて漁獲量が1.6倍～2.0倍となっており、漁獲のペースは1～2か月速くなっている。



5. 第3管理期間の見通し

- このまま全漁業者が配分枠まで漁獲した場合、留保枠を全量取り崩しても、我が国全体としては571トン超過する可能性。

(注)既超過分+超過以外が残枠一杯まで漁獲した場合の推計

項目		小型魚 漁獲枠	H29.10の 漁獲量	各者が枠まで獲った 場合の漁獲量
沖合 漁業	大中型まき網漁業	1,500トン	883.6トン	1,500トン
	近海竿釣り漁業等	62トン	84.3トン	84.3トン
	かじき等流し網漁業	44トン	44.2トン	44.2トン
沿岸 漁業	都道府県別管理	1,150.718トン	452.4トン	1,273.0トン
	定置網の共同管理	580.542トン	841.5トン	1,159.9トン
	漁船漁業等の広域管理	7.94トン	5.1トン	11.4トン
	沿岸合計	1,739.2トン	1,299.0トン	2,444.3トン
留保枠		78.3トン	0トン	-78.3トン
合計		3,423.5トン	2,311.0トン	3,994.5トン

※571トン超過の可能性

14

6. WCPFCでの増枠の道もより険しくなる可能性

- 本年8月のWCPFC北小委員会で、漁獲制御ルールについては以下のとおりとなった。

「暫定回復目標」の達成確率が、

(ア)60%を下回った場合

60%に戻るよう、管理措置を自動的に強化。

(イ)75%を上回った場合

①「暫定回復目標」の70%以上を維持し、かつ、②「次期回復目標」の60%以上を維持する範囲で、増枠が検討可能となる。

- 一方で、本年4月のISC(国際科学委員会)のステークホルダー会合で、ISCによる将来予測結果として以下の点が示されている。

- まき網の漁獲上限について、小型魚から大型魚に250トン移譲すると、低加入を用いた場合でも、暫定回復目標を達成する確率は現状の62%から73%に上昇。

- 我が国は第2期で335トン超過し、今期も超過。このような状況では現行の達成確率61.5%が維持できない事態となる可能性もありうる。

※次回資源評価は、来年3月頃の予定

15

7. 第3管理期間の漁獲管理

- 今期の残り約7か月間は、沿岸漁業の残枠440トン(沿岸漁業の漁獲枠1,739トン)の中で、少しでも漁獲を抑制するようあらゆる努力し漁獲管理。
- その上で、沖合漁業に、更なる漁獲抑制を依頼し、我が国全体として、国際合意の達成に向けて漁獲管理を徹底。

1. 沿岸漁業【漁獲量1,299トン(漁獲枠1,739トン)、残枠440トン】(11月2日時点)	
(1)都道府県別管理	○各県の配分枠まで操業継続
(2)漁船漁業等の広域管理	※可能な限り獲り残すよう協力依頼
(3)定置網の共同管理	○くろまぐろは操業自粛 ・北海道、岩手県:操業自粛の徹底 ・その他の県:生存個体の放流、大量漁獲時の臨時休漁をし、やむを得ない混獲のみとすることを徹底
(4)留保枠	○やむを得ない混獲には留保枠(78トン)を充当
2. 沖合漁業【漁獲量1,012トン(漁獲枠1,606トン)、残枠594トン】	
(1)大中型まき網漁業	○沿岸漁業の管理徹底を前提に、更なる漁獲抑制を依頼
(2)近海竿釣り漁業等	○枠超過のため操業自粛(約22トン超過)
(3)かじき等流し網漁業	○枠満限のため操業自粛
3. 合計【漁獲量2,311トン(漁獲枠3,424トン)、残枠1,113トン】(※表中の数値は小数点第1位で四捨五入)	

16

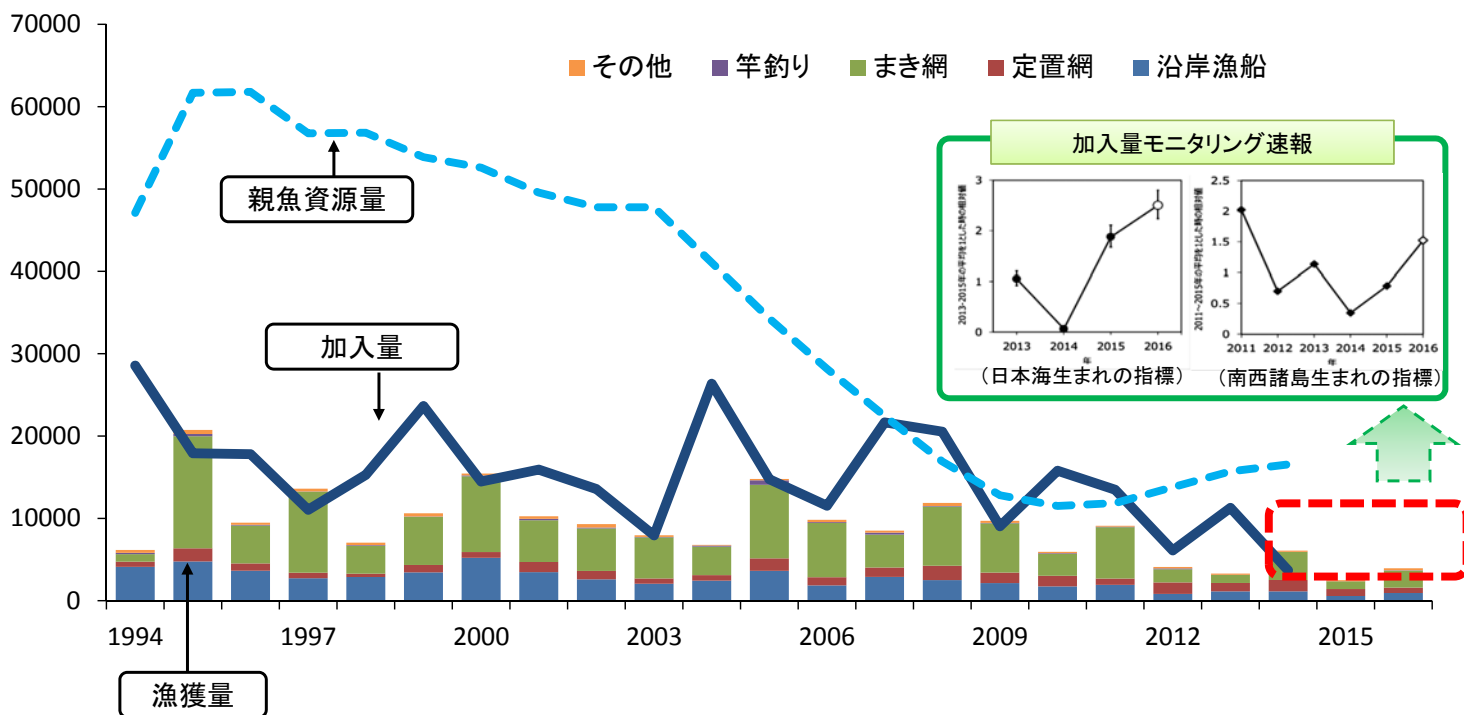
8. くろまぐろ管理の対応方向について

課題	対応方向	備考
1. 漁獲枠の遵守徹底	○資源管理法に基づくTAC管理開始に向け、国の基本計画の策定、(その後、都道府県計画を作成) ○漁業者間の操業ルール(地域配分)を具体的に検討 ○TACの採捕停止命令と取締りの検討	・沖合漁業はH30.1 沿岸漁業はH30.7
2. 公平な配分、差引きルールの検討	○水産政策審議会や広域漁業調整委員会の意見を聴きながら検討	・H30年中
3. 漁獲モニタリングの改善	○都道府県別に1日で1トン以上の漁獲があった場合、速やかに報告することをルール化	・都道府県に指導済み
4. 支援策の検討	○関係者の意見を聴きながら検討	

17

9. くろまぐろの漁獲動向

- くろまぐろの小型魚漁獲量は、1～2年前の加入量に連動する傾向。
- なお、加入動向は、上向きの傾向。



18

10. 加入状況からみた年齢別資源の傾向

年	加入状況	09年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	(西暦)
		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	
2009年生	H21年	904万尾	0歳	1歳	2歳	3歳							
2010年生	H22年	1,579万尾		0歳	1歳	2歳	3歳						
2011年生	H23年	1,348万尾			0歳	1歳	2歳	3歳					
2012年生	H24年	611万尾				0歳	1歳	2歳	3歳				
2013年生	H25年	1,127万尾					0歳	1歳	2歳	3歳			
2014年生	H26年	368万尾						0歳	1歳	2歳	3歳		
2015年生	H27年	2014年を上回る							0歳	1歳	2歳	3歳	
2016年生	H28年	過去平均をやや上回る								0歳	1歳	2歳	3歳
2017年生	H29年	比較的高い水準の可能性									0歳	1歳	2歳

*高い水準: モニタリングを開始した2011年以降の中では比較的高い水準の可能性

まき網5,000トン管理

まき網4,250トン管理

半減管理開始

19

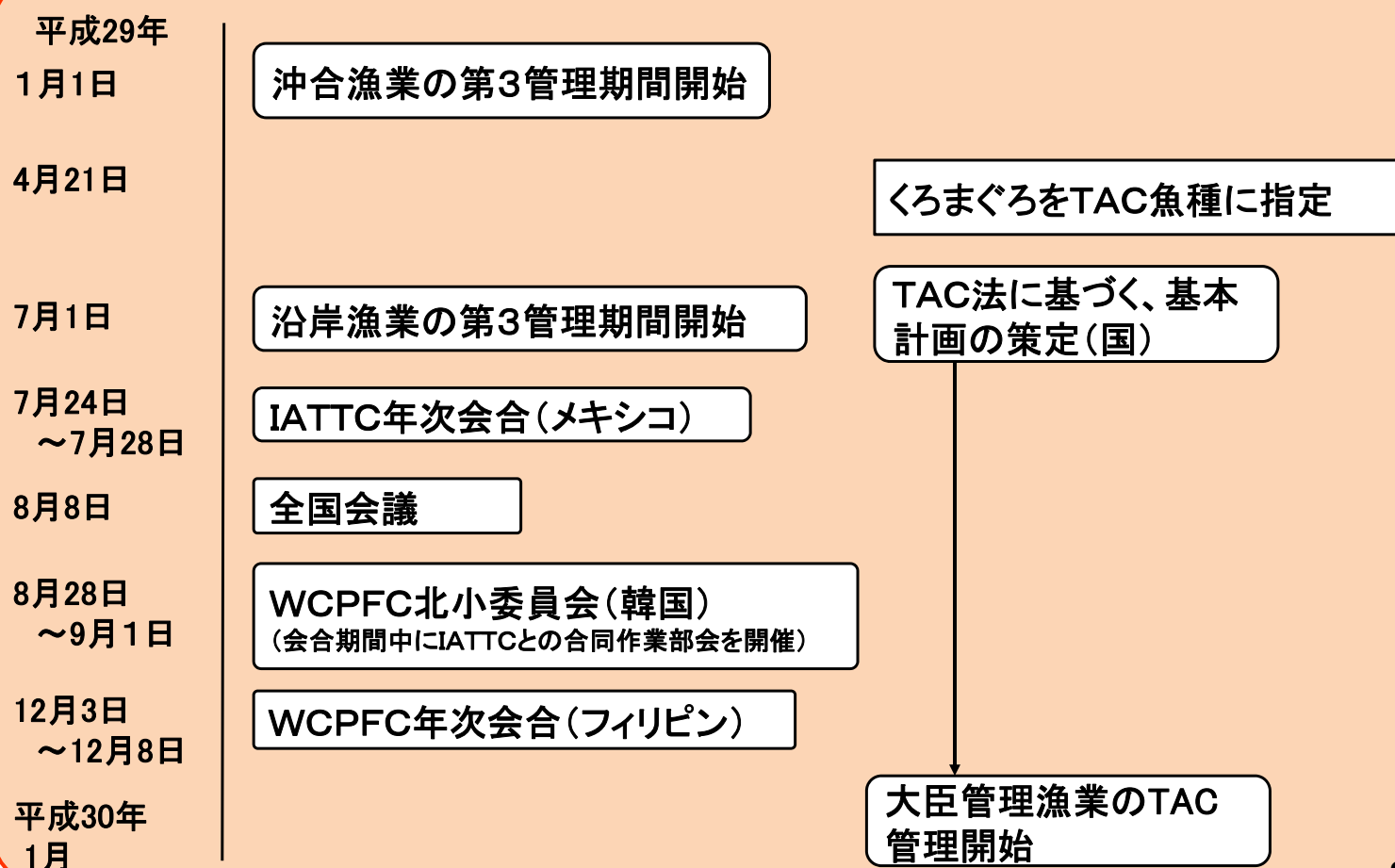
11. くろまぐろ型TACの導入について

1. TAC指定	資源管理法施行令(政令)を一部改正し、「くろまぐろ」を追加	平成29年4月21日公布・施行
2. 国の基本計画	水産政策審議会の意見を聴き、作成	本年中に作成
3. 都道府県計画	国の基本計画に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴き、作成	平成30年6月まで
4. くろまぐろ型TACの開始時期	大臣管理漁業(沖合漁業):平成30年1月から 知事管理漁業(沿岸漁業):平成30年7月から	
5. 罰則	【採捕の停止命令違反】3年以下の懲役又は200万円以下の罰金 【採捕の数量報告違反(虚偽や未報告)】30万円以下の罰金	

* 資源管理法: 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律

20

12. 当面のスケジュール



21

(参考資料)

・太平洋クロマグロの国別漁獲状況

年	日本		韓国		台湾		メキシコ		米国		その他		合計		総計
	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	
1994	6,165	9,021	50			559	51	14	822	232		3	7,088	9,829	16,917
1995	20,740	6,350	821			337	10	1	918	46		2	22,489	6,736	29,225
1996	9,480	4,527	102			956	3,482	218	4,470	279		4	17,534	5,984	23,518
1997	13,610	5,242	1,054			1,814	287	81	1,984	546		15	16,935	7,698	24,633
1998	7,049	4,142	188			1,910	1	0	1,923	542		23	9,161	6,617	15,778
1999	10,624	12,004	256			3,089	2,239	165	722	87		26	13,841	15,371	29,212
2000	15,445	9,132	2,401			2,782	2,902	216	1,024	72		29	21,772	12,231	34,003
2001	10,251	3,960	1,186			1,843	767	97	606	89		57	12,810	6,046	18,856
2002	9,309	4,877	932			1,527	1,366	344	555	162		61	12,162	6,971	19,133
2003	7,951	2,455	2,601			1,884	2,635	619	343	92		53	13,530	5,103	18,633
2004	6,785	7,314	773			1,717	6,375	2,519	40	20		78	13,973	11,648	25,621
2005	14,796	6,872	1,318			1,370	3,778	765	237	51		33	20,129	9,091	29,220
2006	9,828	4,350	1,012			1,150	8,791	1,136	89	9		26	19,720	6,671	26,391
2007	8,519	5,309	1,281			1,411	3,227	920	45	13		17	13,072	7,670	20,742
2008	11,885	5,304	1,743	123		981	3,706	701	75	19		17	17,409	7,144	24,553
2009	9,704	4,324	901	34		888	2,709	310	525	66		19	13,839	5,642	19,481
2010	5,941	2,459	1,128	68		409	5,731	2,015	95	28		10	12,895	4,990	17,885
2011	9,105	3,899	670	1		316	1,866	865	414	205		29	12,055	5,315	17,370
2012	4,101	1,999	1,406	16		213	5,280	1,388	516	144		14	11,303	3,774	15,077
2013	3,299	3,120	581	24		335	3,154		820			24			11,357
2014	6,089	3,488	1,199	112		483	4,862		844			12			17,089
2015	2,490	3,870	676	1		618	3,082		480			16			11,234
2016	3,944	4,368	559	469		480	2,706		653						13,179
02-04年の平均	8,015	4,882	1,435			1,709	3,459	1,161	313	91		64	13,222	7,907	21,129
02-04年の85% (▲15%)	6,813		1,220				2,940		266				11,238		
02-04年の50% (▲50%)	4,007		718				1,729		156				6,611		

※韓国及び台湾の2002年～2012年のデータは、ISCへの提出データ。韓国及び台湾の2001年以前のデータ、並びに～2012年の日本、メキシコ、米国及びその他については、国際水産資源研究所による推定値。2013年～2016年の日本、韓国、及び台湾のデータは、WCPFCへの提出データ、米国、メキシコのデータはISC報告データ。
※データの取得元が異なること、また推定値等を含むため、合計や総計の値は、他の集計と異なる場合があります。

我が国の大型魚・小型魚(30kg未満)別漁獲状況

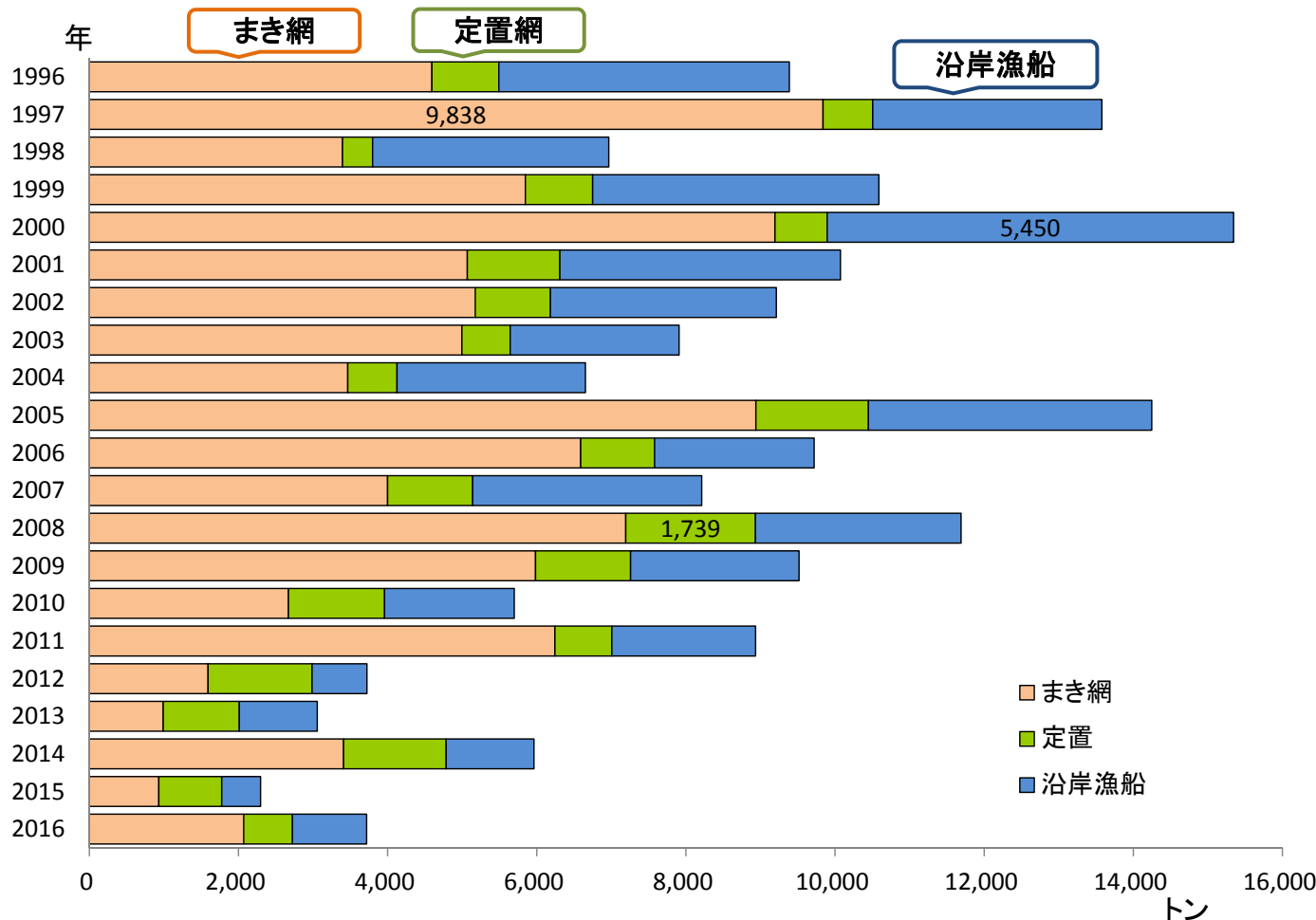
トン

年	大型魚を漁獲するまき網				小型魚を漁獲するまき網		まき網全体		はえ縄(遠洋・近海)				はえ縄(沿岸)		はえ縄全体		曳き縄		竿釣り		定置網		その他		漁業種類合計		総計
	太平洋		日本海		小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	赤道以北		赤道以南		小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	
	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚					小型魚	大型魚	小型魚	大型魚															
	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	
1994	126	6,525	694	786	912	7,219	238	20	968	1,226	4,111	162	637	522	344	54	6,165	9,021	15,186								
1995	36	4,801	496	13,575	13,611	5,298	107	10	571	688	4,778	270	1,594	266	487	99	20,740	6,350	27,091								
1996	2,489	2,601	450	2,104	4,593	3,051	123	9	778	909	3,640	94	898	251	255	315	9,480	4,527	14,008								
1997	2,823	2,606	708	7,015	9,838	3,314	142	12	1,158	1,312	2,740	34	666	138	333	478	13,610	5,242	18,852								
1998	719	1,670	326	2,676	3,395	1,995	169	10	1,086	1,266	2,876	85	403	471	291	409	7,049	4,142	11,191								
1999	1,293	9,747	579	4,554	5,847	10,326	127	17	1,030	1,174	3,440	35	902	195	399	309	10,624	12,004	22,628								
2000	900	6,546	747	8,293	9,193	7,293	121	7	832	959	5,217	102	701	424	233	456	15,445	9,132	24,577								
2001	586	2,313	239	4,481	5,068	2,552	63	6	728	797	3,466	180	1,241	125	297	486	10,251	3,960	14,212								
2002	193	3,131	599	4,981	5,174	3,729	47	5	794	846	2,607	99	1,008	92	422	210	9,309	4,877	14,186								
2003	183	203	571	4,812	4,995	774	85	12	1,152	1,249	2,060	44	648	191	205	241	7,951	2,455	10,407								
2004	143	2,692	2,100	3,323	3,465	4,792	231	9	1,616	1,855	2,445	132	660	235	82	432	6,785	7,314	14,099								
2005	155	185	3,694	8,783	8,938	3,879	107	14	1,818	1,939	3,633	549	1,509	673	167	381	14,796	6,872	21,668								
2006	1,352	280	2,012	5,236	6,588	2,292	63	11	1,058	1,131	1,860	108	991	430	280	498	9,828	4,350	14,178								
2007	124	718	2,123	3,875	3,998	2,841	83	8	72	1,607	72	1,698	236	1,142	361	249	8,519	5,309	13,828								
2008	1	0	3,028	7,192	7,193	3,028	19	8	131	1,240	131	1,267	64	1,739	619	380	390	11,885	5,304	17,188							
2009	33	795	1,299	5,950	5,983	2,094	8	7	138	935	138	950	50	1,274	962	257	319	9,704	4,324	14,029							
2010	49	21	1,052	2,620	2,669	1,073	5	6	160	724	160	735	83	1,289	314	157	337	5,941	2,459	8,401							
2011	16	305	114	1,792	6,243	2,097	9	11	108	720	108	740	63	763	888	108	175	9,105	3,899	13,004							
2012	3	198	170	671	1,592	869	6	8	266	401	266	415	113	1,393	539	167	176	4,101	1,999	6,100							
2013	0	279	226	1,502	990	1,782	7	7	235	543	235	557	8	1,020	395	142	387	3,299	3,120	6,419							
2014	0	47	203	2,000	3,206	0	3,409	2,047	0	10	0	4	122	550	122	565	1,023	5	0	1,375	532	155	344	6,089	3,488	9,577	
2015	102	837	9	1,810	820	66	931	2,714	0	12	0	4	188	418	189	433	394	19	7	0	843	424	127	280	2,490	3,870	6,360
2016	32	1,255	209	1,772	1,828	0	2,069	3,027	1	12	0	4	181	461	182	476	756	23	45	0	654	573	238	269	3,944	4,368	8,312
02-04年の平均	173	2,009	1,090	4,372	4,545	3,098	121	9	1,187	1,317	2,371	92	772	173	236	294	8,015	4,882	12,897								

※国際水産資源研究所による推定値

漁法別の小型魚漁獲状況

(参考)



・大中小型まき網漁業によるクロマグロ漁獲の特徴

操業海区	管 理		
		年間漁獲上限	第2管理期間漁獲実績
東シナ海 日本海 太平洋	小型魚	第2管理期間 2,000トン → 第3管理期間 1,500トン	1,937トン
	大型魚	3,098トン → 3,348トン	3,027トン

・漁獲実績の迅速な把握と、実績の積み上がりに応じた漁獲管理
 ・日本海では大型魚1,800トンを上限とし8月の操業を自粛

操業海区	種別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
東シナ海	遠まき	小型魚					養殖用種苗					小型魚	
日本海	山まき						大型魚						
太平洋	北まき						大型魚						

遠まき：日本遠洋旋網漁業協同組合所属船、山まき：山陰旋網漁業協同組合所属船、北まき：北部太平洋まき網漁業協同組合連合会所属船

26

・大中小型まき網漁業の取組み状況

大中小型まき網漁業

【小型魚(30kg未満)】

- ・大中小型まき網全体で年間の総漁獲量が次の数量を超えないよう管理。

2011～2013年：5,000トン(05-09年比約22%削減)

2014年：4,250トン(05-09年比約34%削減)

2015～2016年：2,000トン(05-09年比約69%削減)

2017年：1,500トン(05-09年比約77%削減)

【大型魚(30kg以上)】

- ・大中小型まき網全体で、年間の総漁獲量が次の数量を超えないよう管理。

2015～2016年：3,098トン、2017年：3,348トン

- ・日本海大中小型まき網業界の自主規制として、日本海の産卵期(6～8月)の総漁獲量が1,800トンを超えないよう管理。また、8月の操業を自粛。

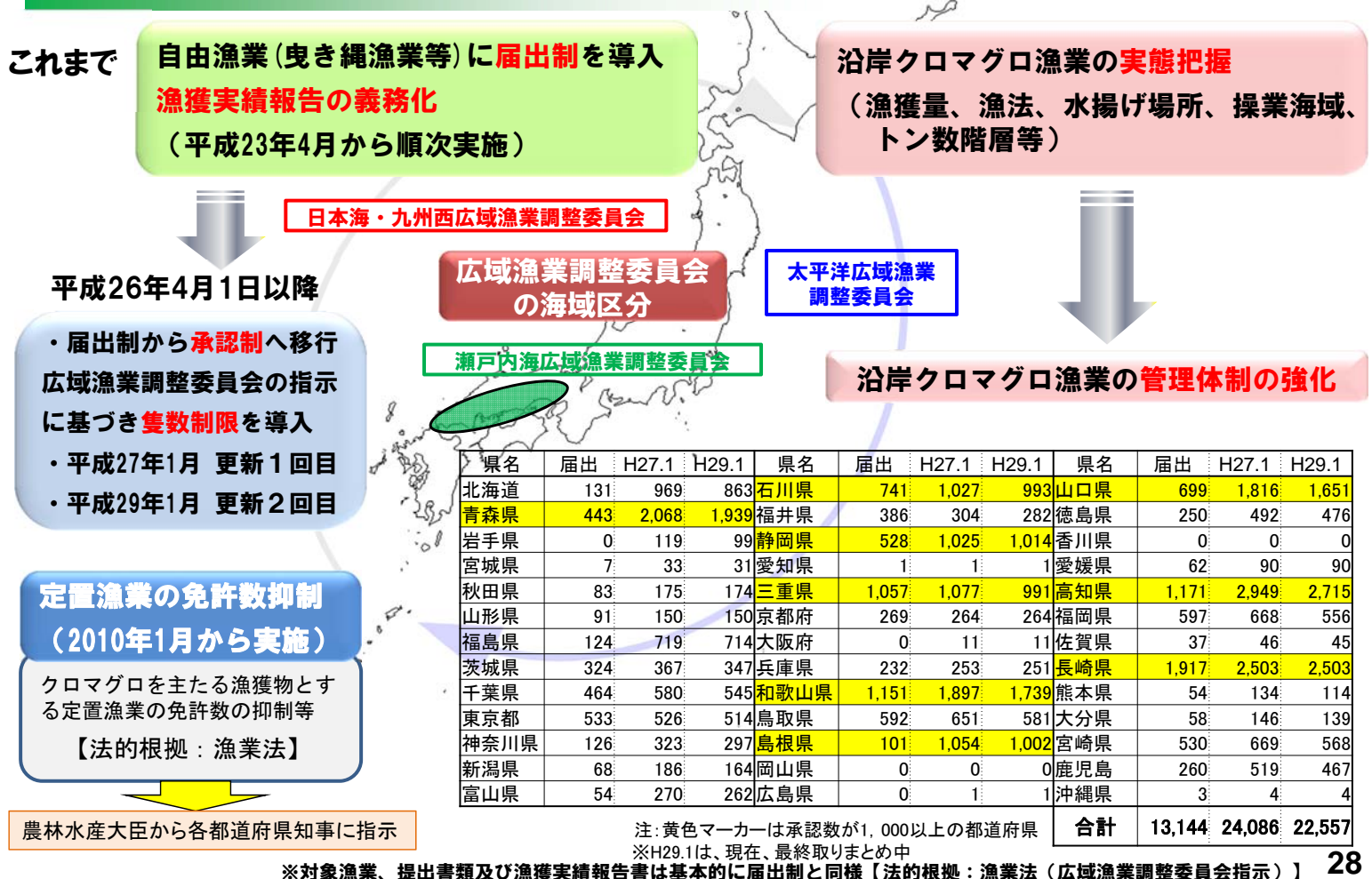
※ 日本海産卵期漁獲実績：

1,796トン(2011年)、702トン(2012年)、1,560トン(2013年)、

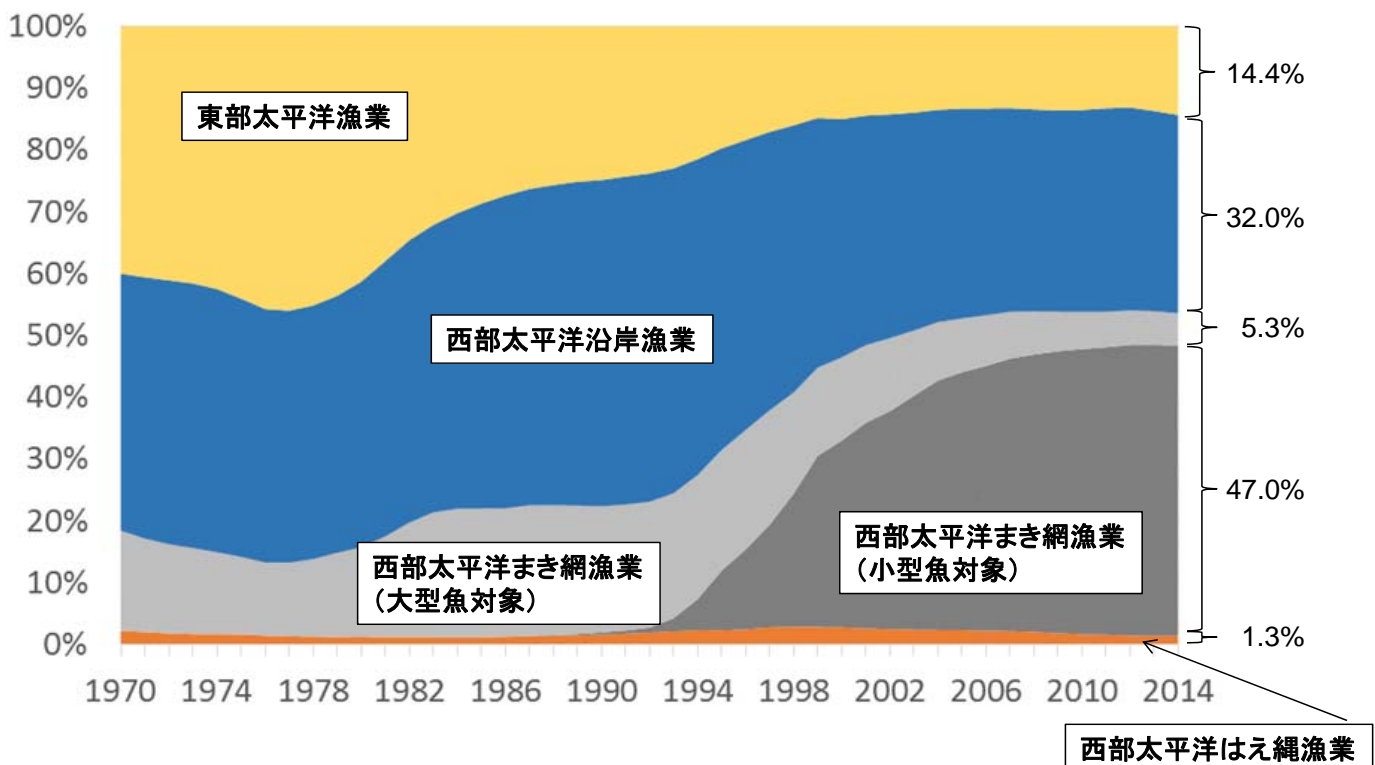
1,918トン(2014年)、1,788トン(2015年)、1,693トン(2016年)

27

・沿岸くろまぐろ漁業



・各漁業が親魚量に与えるインパクト



各県における定置網の取組み事例①

青森県

○太平洋

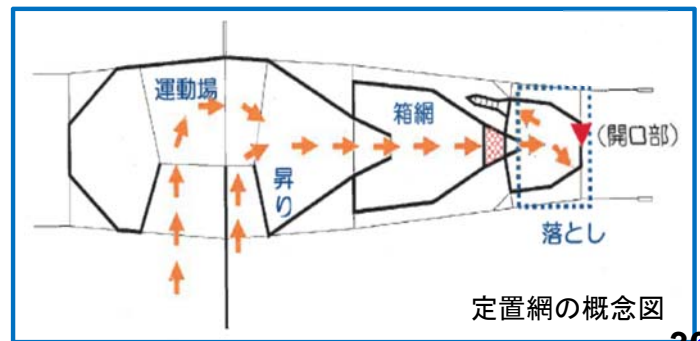
- ・ 生きている個体の放流に取り組み、突発的な漁獲があった場合は網起こしの回数を制限する。
- ・ 上記取組を行ってもなお漁獲が積み上がる時は、追加の休漁日を設けるなどの取組を検討する。
- ・ 太平洋側については、**更に4地区に分け、地区別の漁獲上限を設定**している。
- ・ 平成28年7月～平成29年1月の漁獲状況について、1つの地区が漁獲上限目安を超過したため、同地区漁協には漁獲報告を毎日提出させることとし、漁獲抑制に向けた取組を検討するよう県が指示した。

○日本海

- ・ 漁協に配分された漁獲上限を**さらに個人に振り分けて管理**している。今漁期については、急激に漁獲が積み上がった際に**網口を解放**させるとともに、**7月早々に漁を切上げた**他、秋口の漁獲抑制のために**操業開始を1か月遅らせ**、盛漁期である5、6月に向け枠を残したところである。
- ・ 6、7月に毎日漁獲報告を提出させている。

秋田県

- ・ 30kg未満の個体の放流に取り組み。放流した際は、**写真を残すよう主な経営体へ指導**している。
- ・ 突発的な大量漁獲の可能性がある経営体（1経営体）については、**魚捕部を素早く全開放してクロマグロを逃がすよう漁具の改良を行った**（落としに開口部を設け、通常は結び目を作って閉じているが、大量漁獲時は速やかに解くことが可能である。ただし、現時点において突発的な大量漁獲はなく、全開放した例はない）。



30

各県における定置網の取組み事例②

富山県

- ・ **3地区に分け、地区別の漁獲上限を設定**している。

氷見漁協地区(54.1トン)	新湊漁協地区(23.1トン)	その他漁協地区(6.5トン)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月中旬～下旬に、18経営体が網起こしの休止を実施した。 ・ 漁獲上限目安を超えた時点で、今後一定以上の漁獲が継続した場合、協議の上、全経営体が参加して網起こしを休止することを取り決めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月下旬から1月中旬にかけて、輪番で網起こしの休止(各1回)を行った。 ・ 漁獲上限目安を超えた時点で、今後輪番で網起こしを休止する基準(数量及び継続日数)を定めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月9日に漁獲量の多くを占める漁協地区の全4経営体が一斉に網起こしの休止を実施した。 ・ 漁獲上限目安を超えた時点で、今後輪番で網起こしを休止する基準(数量及び継続日数)を定めた。

- ・ 30kg未満の生きている個体の放流に取り組み、休漁相当の措置に可能な範囲で取り組む。

石川県

- ・ 平成29年2月20日に漁獲上限目安の8割に到達し、**休漁の実施を決定**した。
 - ① 1経営体につき100kg以上の漁獲が生じた場合は翌日1か統の網起こしを自粛する。
 - ② 地区全体（6経営体）につき計200kg以上の漁獲が生じた場合は輪番方式で翌日1経営体の網起こしを自粛する。
 - ③ 地区全体（3経営体）につき計200kg以上の漁獲が生じた場合はその日最も多く漁獲した者が翌日1か統の網起こしを自粛する。
- ・ 30kg未満の小型魚の生きている個体の放流に取り組む。

31

・日本定置網漁業協会の取組みイメージ①

目的

国際約束の遵守・徹底

来遊への柔軟対応

漁獲量を枠内に収束

枠組みの基本的枠組み

行政等の協力

X漁業

双方向

Y漁業

〔協力策により他方が抑制〕

漁獲枠遵守のための取組み

漁獲枠超過の公的規制

	主漁期	その他の時期	枠組み参加	枠組み不参加
定置網	網起こし回数減 休漁等	採捕の抑制	クロマグロを 主目的とする 採捕の停止命令	全面停止命令 (混獲も×)

※ 協力金は、能動的漁業の漁獲枠削減につながり、操業計画を変更する必要があるため、その経営に及ぼす影響を緩和するためのもの

32

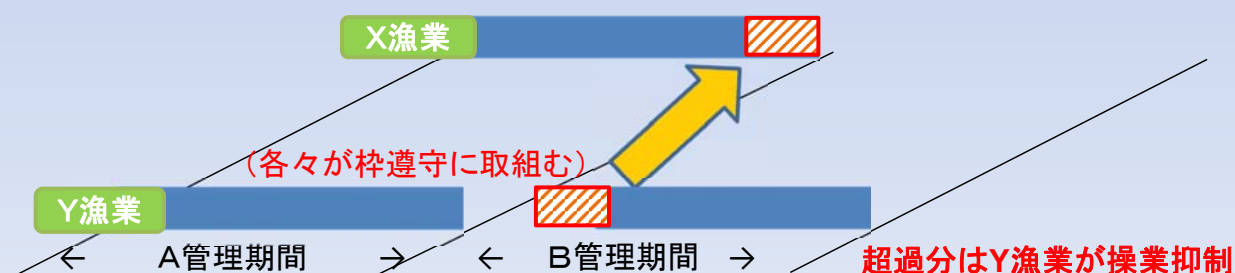
・日本定置網漁業協会の取組みイメージ②

具体的手法

- ① 都道府県計画による取組みの徹底
- ② 定置網の共同管理に参加する都道府県のみ対象
- ③ クロマグロを漁獲する可能性のある全員の参加が基本
- ④ 参加する都道府県は、自都道府県目安量の遵守に取り組むとともに、来遊状況の変化等による当該目安量を超過した場合のリスクを共有
- ⑤ 全体枠4,007トンを超えた際に協力金の枠組みを発動
- ⑥ 協力金の総額は、能動的漁業の削減量×単価
- ⑦ 当該都道府県協力金分担額＝協力金×当該都道府県目安超過量／共同管理枠超過量(参加都道府県目安超過量の合計)
- ⑧ 都道府県内の徴収方法は、各都道府県の事情により決定
- ⑨ 徴収は、管理期間終了後【後決め後払い方式】※全国団体へ振込み

概念図

やむを得ず4,007トンを超えた際に発動



33

太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業(新規)【平成29年度予算額:30(-)百万円】

定置網漁業は、クロマグロを狙って設置していなくても漁獲が積み上がり、操業を中止せざるを得ないことから、混獲回避・漁獲抑制のための漁具改良等を支援

網起こしの途中で必要に応じてクロマグロを逃がすために

他地域での研究成果

- クロマグロは表層をブリは底層を泳ぐ

図 クロマグロ小型魚とブリの遊泳層の違い

- クロマグロは網から離れブリは網に接近して泳ぐ

図 クロマグロ小型魚とブリの遊泳経路の違い

平成26年度農林水産省の革新的技術緊急展開事業「定置網に入網したクロマグロ幼魚の放流技術の開発」成果報告書(クロマグロ幼魚放流技術開発研究グループ2016)

釜石における取り組み

- 網起こしの途中まで
- ✓ 遊泳層は分かれている
- ✓ クロマグロは表層を遊泳

ROV観察

網起こし中に逃がす方法

- 側網上部を沈めて追い出す
- より確実に他魚種と分離する仕組みも導入

箱網に接続する分離落網
実証試験と改良を重ねています

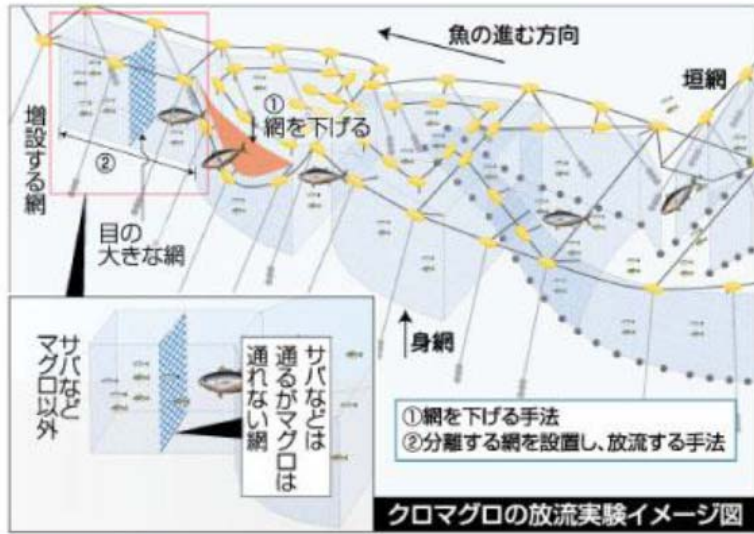
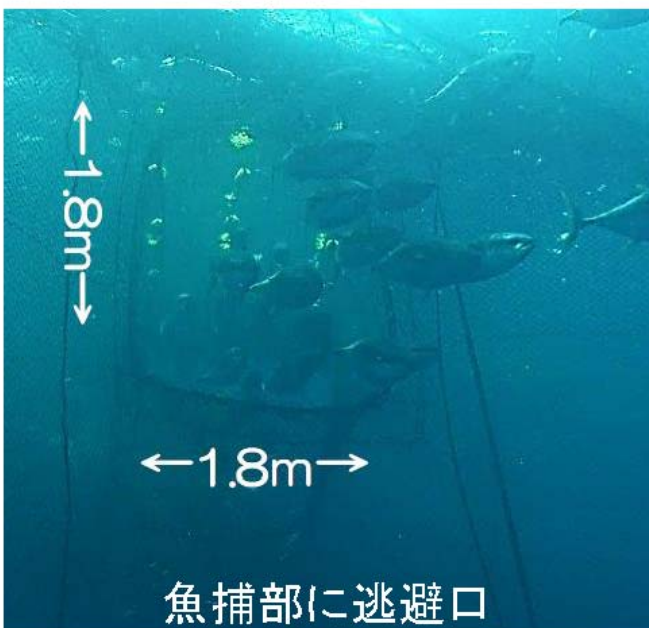
ROV映像の例

平成29年度太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業(クロマグロ漁獲抑制対策グループ*未発表)

* 岩手大学, 有限会社泉澤水産, 日東製網株式会社, 岩手県水産技術センター, 東京海洋大学, 水産研究・教育機構水産工学研究所

漁具改良等により、網揚げせずに漁獲抑制が可能
国際約束の履行 + 地域経済の安定

定置網に入網したクロマグロの放流技術(先行事例)



研究グループ
東京海洋大学、水研、株式会社ホリエイ

研究グループ
東京海洋大学、岩手大学、岩手県、泉澤水産

逃避口や仕切り網によりクロマグロ幼魚の漁獲を回避

・遊漁への取り組み①

○ 遊漁におけるクロマグロの資源管理について

<基本的な考え方>

遊漁におけるクロマグロの資源管理は、漁業者の操業自粛に歩調を合わせていくこととする。

- ・漁業者への操業自粛要請と同様のタイミングで遊漁者にも釣りを控えていただくよう「理解と協力」を求めていく。
- ・遊漁船業者については都道府県を通じて、プレジャーボートについては対象者が不明確なので都道府県や釣り団体の各HPやTV等の媒体を通じて呼びかけ。

○ 遊漁におけるクロマグロ採捕量調査について

◇遊漁船調査

・平成26年調査結果：各都道府県から提出された採捕量を、それぞれ提出率で逆算した推計値により集計（調査期間 平成26年1月1日～平成26年12月31日）

○全重量：15.6トン（推計値） ○30kg未満重量：6.4トン（推計値）

・平成29年調査：昨年12月に各都道府県に調査を依頼、来年5月に結果をとりまとめ、公表予定（今後、継続的な調査を予定）

◇プレジャーボート調査

- ・母集団や対象者を特定することが難しく、統計的な調査を行うことは困難。
- ・現在のクロマグロの資源状況においては、プレジャーボートによるクロマグロの採捕量は、クロマグロ全体の採捕量に比べて、極めて少ないと考えられる。

36

・遊漁への取り組み②

- リーフレットを作成し、漁業者がクロマグロ漁を自粛している間、遊漁者にも自粛の協力を依頼。
- 各都道府県における操業自粛の状況を取りまとめ、水産庁HPで公表し、随時更新。

クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ 全国の漁業者が取り組んでいる資源管理に、ご協力をお願いします！

なぜ太平洋クロマグロの資源管理をするの？

太平洋クロマグロは、近年、資源が悪い状態が続いています。
「資源の回復のためには、小型魚の漁獲の大幅な削減が必要」と、関係各国の科学者が集まる会議で求められています。これを受け、日本の漁業者は、一本釣り漁業からまき網漁業まで全ての漁法で、「30kg未満の小型魚を2002～2004年平均漁獲実績の半分までしか獲らない」という、厳しい資源管理に取り組んでいます。【沿岸漁業の資源管理】

太平洋クロマグロに関する詳しい情報は水産庁ホームページ内「くろまぐろの部屋」をご覧ください。
http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro_gyogyou/bluefinkanri.html



沿岸漁業者が取り組む資源管理の概要

都道府県別管理を基本としつつ、漁獲枠が極めて小さくなるなどの場合は、漁船漁業等の広域管理により対応しています。定置網は共同管理を設けています。漁獲量が上限に近づいたら、国や都道府県の指導のもと、漁業者は操業自粛を行います。



遊漁者・遊漁船業者の皆様への協力をお願いします

漁業者が操業を自粛している間は、同じ漁場でのクロマグロを対象とした釣りについては、同様の自粛をお願いします。各都道府県における状況や具体的なお願いの内容は、水産庁や各都道府県のホームページ等で確認してください。

クロマグロを対象とする遊漁船業者の皆様には、遊漁船業の登録をしている各都道府県における具体的なお願いの内容について、当該都道府県から通知があります。もし、他の都道府県の海域で案内を行おうとする場合には、その海域における状況を確認してください。

【水産庁ホームページでの情報発信(例)】

都道府県名	操業自粛の方法	操業自粛開始日
▲▲県	A	H29.●●
▲▲県	B	H29.●●
▲▲県	B	H29.●●
▲▲県	C	H29.●●
▲▲県	D	H29.●●

A：全漁業者が、30kg未満、以上を問わず操業自粛中。クロマグロを対象とした遊漁を控えてください。
B：全漁業者が、30kg未満を対象に操業自粛中。遊漁者は30kg以上のクロマグロを対象とした遊漁は可能ですが、30kg未満がかった場合にはリリースしてください。
C：一部の漁業者が操業自粛中。A・B以外の形で遊漁者へのお願いを実施していますので、詳しくは都道府県へ確認してください。
A～C共通：クロマグロ以外を目的とした遊漁は可能ですが、万が一30kg未満がかった場合にはリリースしてください。

漁業者がクロマグロ漁を自粛している間、
遊漁者の皆様にもクロマグロ採捕の自粛につき
ご理解とご協力をお願いします！

平成29年7月 水産庁
【お問い合わせ先】
水産庁漁業調整課沿岸・遊漁室
TEL: 03-3502-8111 (内線6702)

37

強度資源管理タイプの指針及び加入状況

- 太平洋クロマグロの資源回復のため、漁業収入安定対策を活用し、より厳しい資源管理に取り組む漁業者を支援(平成26年度補正予算において拡充)
- 国及び22都道府県が指針に強度資源管理タイプを記載
- 平成29年3月末時点で、1,809経営体が加入

	都道府県の指針で計画されている漁業種類 【強度資源管理タイプ】	うち件数
北海道	まぐろはえなわ漁業、まぐろ一本釣り漁業、定置漁業、さけ定置漁業、小定置漁業	109
青森県	一本釣り漁業、はえ縄漁業、定置および底建網漁業	134
岩手県	定置網漁業	14
宮城県	定置網漁業	10
秋田県	はえ漁業、釣り漁業、大型・小型定置網漁業	15
山形県	はえなわ漁業、一本釣り漁業	67
千葉県	くろまぐろひき縄漁業、定置網漁業、はえなわ漁業、つり漁業	
新潟県	定置網漁業(大型定置、小型定置)	5
富山県	定置漁業、釣り漁業	40
石川県	定置網漁業、つり漁業	48
福井県	定置網漁業	5
静岡県	定置網漁業、曳き縄漁業、釣り漁業、はえ縄漁業	11
三重県	沿岸まぐろはえ縄、ひき縄釣り漁業、定置網漁業	19

	都道府県の指針で計画されている漁業種類 【強度資源管理タイプ】	うち件数
京都府	定置網漁業	14
和歌山県	定置網漁業、一本釣り漁業、ひき縄釣り漁業、沿岸かつお一本釣り漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業	
島根県	定置漁業、沿岸くろまぐろ漁業	334
山口県	ひきなわつり漁業	411
徳島県	延縄漁業、定置網漁業、釣り漁業(ひき縄釣り含む)	13
福岡県	ひき縄漁業、つり漁業、小型定置網漁業	
長崎県	定置網漁業、ひき縄漁業、はえ縄漁業、釣り漁業	343
宮崎県	まぐろ延縄漁業、旗流し漁業、まぐろ曳縄漁業、かつお一本釣り漁業	133
鹿児島県	沿岸くろまぐろ漁業(ひきなわ・一本釣等)、定置網漁業	12
	国の指針で計画されている漁業種類 【強度資源管理タイプ】	うち件数
	大中型まき網漁業	22